

鹿島港カーボンニュートラルポート形成計画作成ワーキンググループ規約

(名称)

第1条 本会は、「鹿島港カーボンニュートラルポート形成計画作成ワーキンググループ」(以下、「鹿島港CNP-WG」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、鹿島港において、水素・アンモニア等の次世代エネルギー利活用の需要と供給体制を一体的に創出するとともに、港湾機能の高度化や臨海部における環境に配慮した産業の集積を図る「カーボンニュートラルポート」の形成に向け、次世代エネルギーの需要、利活用方策、導入上の課題等について、関係者による検討を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 鹿島港CNP-WGは、別紙の構成員等をもって構成する。

- 2 鹿島港CNP-WGの座長は関東地方整備局副局長、茨城県副知事とする。
- 3 構成員等の追加等は、構成員及び事務局からの申し出に基づき、座長が決定する。

(取扱)

第4条 鹿島港CNP-WGは、構成員の自由な議論を担保する観点から、原則として非公開とする。

- 2 議事次第は、会議終了後に公開する。
- 3 議事次第以外の配付資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 4 議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(構成員以外の者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、本会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(秘密保持)

第6条 鹿島港CNP-WGの構成員及びその関係者は、本会で知り得た情報(第4条の規程により公開された議事次第、議事概要及び配付資料を除く)を外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。

2 関係者とは、前条に掲げる構成員以外の出席者のほか、資料作成に関わる者、本会資料を取り纏める者をいう。

(事務局)

第7条 鹿島港CNP-WGの事務局は、茨城県土木部港湾課・政策企画部地域振興課及び関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所に置く。

2 事務内容は、以下の通りとする。

(1)本会の招集に係る事務

(2)本会に付議すべき事項に関する事務

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、鹿島港CNP-WGの運営に関する必要事項は、事務局が鹿島港CNP-WGに諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

鹿島港カーボンニュートラルポート形成計画作成ワーキンググループ名簿

(構成員)

東京ガス(株)
(株)JERA
日本製鉄(株)
鹿島石油(株)
三菱ケミカル(株)
AGC(株)
JSR(株)
信越化学工業(株)
関東グリーンターミナル(株)
鹿島港運協会
(株)ウインド・パワー・グループ

(行政機関・関係団体等)

経済産業省関東経済産業局
国土交通省関東地方整備局
茨城県
鹿嶋市
神栖市
鹿島埠頭(株)

(事務局)

茨城県土木部港湾課・政策企画部地域振興課
国土交通省関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所